

○市立大津市民病院看護師奨学金貸与規程

令和 3 年 4 月 1 日
規程第 86 号

(目的)

第 1 条 この規程は、看護師を養成する学校または養成所に在学する者で、卒業後直ちに看護師として市立大津市民病院(以下「病院」という。)に従事しようとするものに奨学金を貸与し、もって病院における看護師の充足に資することを目的とする。

(奨学金の貸与の資格等)

第 2 条 この規程により奨学金の貸与を受けることができる者は、次の全ての要件を備えている者で、地方独立行政法人市立大津市民病院理事長(以下「理事長」という。)が奨学金の貸与を適当と認めるものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 20 条第 1 号もしくは第 21 条第 1 号もしくは第 2 号の規定に基づき文部科学大臣の指定した学校または同法第 20 条第 2 号もしくは第 21 条第 3 号の規定に基づき県知事の指定した助産師養成所もしくは看護師養成所(以下「養成施設」という。)に在学する 2 年生以上の者
 - (2) 養成施設を卒業した後、直ちに病院において看護師の業務に従事する意志のある者
- 2 理事長は、前項に定める者に対し、無利息で奨学金を貸与することができるものとする。ただし、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

(奨学金の貸与額および貸与期間)

第 3 条 奨学金の貸与額は、月額 100,000 円または月額 80,000 円とする。

- 2 奨学金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から在学している養成施設の正規の就学期を修了する月までの期間とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、貸与を決定した日の属する月の前月以前の期間のうち理事長が必要と認める期間を含めた期間を対象として奨学金を貸し付けることができるものとする。

(貸与申請)

第 4 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、市立大津市民病院看護師奨学金貸与申請書(別記様式第 1 号)に次の書類を添えて、理事長が定める受付期間内に理事長に提出しなければならない。

- (1) 返還誓約書(別記様式第 2 号)
 - (2) 奨学金振込口座届出書(別記様式第 3 号)
 - (3) 養成施設が発行する在学証明書
 - (4) 養成施設が発行する学業成績証明書またはこれに準ずる書類(入学初年度に申請する場合を除く。)
 - (5) 履歴書
 - (6) 連帯保証人の所得を証明する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類
- (連帯保証人)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、成年者である連帯保証人を1人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者と別世帯で独立の生計を営む者とし、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第6条 理事長は、第4条の規定による申請があったときは、その貸与の可否を決定し、貸与を決定したときは市立大津市民病院看護師奨学金貸与決定通知書(別記様式第4号)により、貸与をしない旨の決定をしたときは市立大津市民病院看護師奨学金貸与却下通知書(別記様式第5号)により、当該申請を行った者およびその連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の方法)

第7条 奨学金は、前条の規定により奨学金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)に対し、当該決定に係る奨学金について1年度を半期に区分し、毎年度4月及び9月のそれぞれ10日以降に6箇月分を奨学生に貸与する。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を証する書類を添えて、理事長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所または奨学金の振込口座を変更したとき。
- (2) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3) 養成施設を留年し、休学し、復学し、または退学したとき。
- (4) 養成施設から停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 連帯保証人の氏名、住所その他の重要事項に変更があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与に関し重大な変更があったとき。

(学業成績証明書等の提出)

第9条 理事長は、奨学金の貸与につき必要があると認めるときは、奨学生に対し養成施設の発行する在学証明書および学業成績証明書またはこれに準じる書類その他奨学金の貸与に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸与の辞退)

第10条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、市立大津市民病院看護師奨学金貸与辞退届出書(別記様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消しおよび貸与の停止等)

第11条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の貸与の決定を取り消し、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を止めるものとする。

- (1) 養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり、その状態に改善が認められないとき。
- (4) 前条の規定により奨学金の貸与を辞退したとき。

- (5) 養成施設を卒業する年度中に看護師に係る市立大津市民病院職員採用試験を受験しなかったとき、またはこれに不合格となったとき。
 - (6) 養成施設を留年したとき。
 - (7) 死亡したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月からそれが解消された日の属する月までの間、奨学金の貸与を停止するものとする。
- (1) 養成施設を休学したとき。
 - (2) 養成施設から停学の処分を受けたとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が奨学金の貸与を停止することが適当と認めるとき。
- 3 理事長は、前2項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消し、または奨学金の貸与を停止したときは、市立大津市民病院看護師奨学金貸与決定取消し(停止)通知書(別記様式第7号)により奨学生およびその連帯保証人に通知するものとする。
- 4 理事長は、第2項の規定により停止した奨学金の貸与を再開することについて適当と認めるときは、市立大津市民病院看護師奨学金貸与再開決定通知書(別記様式第8号)により奨学生およびその連帯保証人に通知し、奨学金の貸与を再開するものとする。この場合において、停止していた月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、停止に至った事由が解消された日の属する月の翌月以降の月分として貸与したものとみなすことができるものとする。

(借用証書の提出)

第12条 奨学生は、奨学金の貸与期間が満了したとき、または前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定が取り消されたときは、貸与を受けた奨学金の総額について、借用証書(別記様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

- 第13条 奨学金の貸与期間が満了した奨学生(第11条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消された者を含む。以下「奨学生であった者」という。)およびその連帯保証人は、理事長が指定する期日までに、貸与を受けた奨学金の全額を理事長に一括して返還しなければならない。ただし、理事長が疾病、負傷その他やむを得ない理由があると認めるときは、分割により返還することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により奨学金の返還を求めるときは、市立大津市民病院看護師奨学金返還請求通知書(別記様式第10号)により、当該奨学生であった者およびその連帯保証人に通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知を受けた奨学生であった者およびその連帯保証人は、奨学金を返還すべき事由が生じた日から 15 日以内に市立大津市民病院看護師奨学金返還計画明細書(別記様式第 11 号)を理事長に提出しなければならない。
- 4 返還計画明細書を提出した者が返還の方法を変更しようとするときは、市立大津市民病院看護師奨学金返還方法変更願(別記様式第 12 号)を理事長に提出してその承認を受けなければならない。
- 5 理事長は、返還すべき奨学金の全額が償還されたときは、市立大津市民病院看護師奨学金返還完了通知書(別記様式第 13 号)を当該奨学生であった者に交付するものとする。

(返還の猶予)

第 14 条 理事長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 病院において看護師として業務に従事しているとき。
- (2) 妊娠、出産、育児、疾病、災害その他やむを得ない理由により病院で看護師として業務に従事できないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、理事長が特別の理由があると認めるとき。

2 奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予申請書(別記様式第 14 号)に前項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、返還の猶予の可否を決定し、奨学金の返還の猶予を決定したときは市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予決定通知書(別記様式第 15 号)により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予不承認通知書(別記様式第 16 号)により、当該申請を行った者およびその連帯保証人に通知するものとする。

(返還の免除)

第 15 条 理事長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業後、奨学金の貸与期間に応じ別表第 1 に定める返還の免除までの期間を看護師として病院に従事したとき。ただし、看護師として病院に従事した期間のうちに次に掲げる理由により業務に従事しなかった期間(以下「休業等期間」という。)がある場合は、当該休業等期間が開始した日の属する月から当該休業等期間が終了した日の属する月までの期間(当該休業等期間の日数がその月における所定の出勤日数の 2 分の 1 に満たない月を除く。)は、看護師として病院に従事した期間から除くものとする。

ア 地方独立行政法人市立大津市民病院職員就業規則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 17 号。以下「就業規則」という。)第 17 条に規定する休職

イ 地方独立行政法人市立大津市民病院職員の育児休業等に関する規程(平成 29 年 4 月 1 日規程第 26 号)第 50 条に規定する育児休業

ウ 地方独立行政法人市立大津市民病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日規程第 23 号。以下「休暇規程」という。）第 28 条に規定する特別休暇、別表第 1 の表、種類の欄中、病気休暇のうち、年間延べ 1 月を超える休暇

エ 休暇規程第 30 条に規定する介護休業のうち年間延べ 30 日を超えるもの。

オ 休暇規程第 33 条に規定する特別養子縁組休暇

カ 職員就業規則第 53 条に規定する就学部分休業

キ 職員就業規則第 54 条に規定する自己啓発休業

ク アからキまでに掲げるもののほか、理事長が適当と認める事由

(2) 病院における看護師としての業務上の理由により死亡し、または当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

2 理事長は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

(1) 養成施設を卒業後、奨学金の貸与期間に応じ別表第 1 に定める返還の免除までの期間を看護師として病院に従事したとき。ただし、看護師として病院に従事した期間のうちに休業等期間がある場合は、当該休業等期間が開始した日の属する月から当該休業等期間が終了した日の属する月までの期間(当該休業等期間の日数がその月における所定の出勤日数の 2 分の 1 に満たない月を除く。)は、看護師として病院に従事した期間から除くものとする。

(2) 病院における看護師としての業務上の理由以外の理由により死亡し、または当該業務以外の理由に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

(3) 病院の責めにより、養成施設を卒業後、病院に従事することができなかったとき、または病院の都合により退職したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、理事長がやむを得ない理由があると認めるとき。

3 前項第 1 号に該当する場合に返還を免除することができる奨学金の額は、次の計算方法のとおりとする。

(1) 貸与した奨学金を返還の免除までの期間で除し得られた額に看護師として病院に従事した期間を乗じて算出した額

4 奨学金の返還の免除を受けようとする者は、市立大津市民病院看護師奨学金返還免除申請書(別記様式第 17 号)に免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、返還の免除の可否を決定し、奨学金の返還の免除を決定したときは市立大津市民病院看護師奨学金返還免除決定通知書(別記様式第 18 号)により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは市立大津市民病院看護師奨学金返還免除不承認通知書(別記様式第 19 号)により、当該申請を行った者およびその連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利息)

第 16 条 奨学生であった者が、正当な理由なく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときの延滞金については、その期日の翌日から支払日までの日数に応じて当該未払金に対して年 3.0 パーセントの割合をもって計算した遅延利息を支払うものとする。

2 前項に規定する年当たりの役割は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(その他)

第 17 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 15 条関係)

奨学金の貸与月額	返還の免除までの期間
月額 10 万円	貸与期間に 3 年を加えた期間
月額 8 万円	貸与期間に 2 年を加えた期間

様式第1号(第4条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与申請書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

電話番号

市立大津市民病院看護師奨学金の貸与について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 被貸与者氏名

2. 貸 与 期 間

3. 貸 与 金 額 等 総 額 金 _____ 円

月 額 _____ 円 × _____ ヶ月分

期 間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで

4. 添 付 資 料

(1) 在学証明書

(2) 成績証明書

返 還 誓 約 書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

電話番号

地方独立行政法人市立大津市民病院看護師奨学金を下記のとおり借用いたします。

つきましては地方独立行政法人市立大津市民病院看護師奨学金規程、その他規則等に規定された事項を遵守する他、法人が指示する事項に従い返還することを誓約します。

記

1. 貸与金額 総 額 金 _____ 円

月 額 _____ 円 × _____ ヶ月分

期 間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで

様式第 3 号(第 4 条関係)

奨 学 金 振 込 口 座 届 出 書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

私に貸与いただく奨学金については、次の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	金融機関コード				預金種別	口座番号	(フリガナ)	新規 変更
支 店 名	支店コード						口座名義人	

※本人名義の口座を記入すること。

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号・番号を記入してください。

記号：

番号：

様式第4号(第6条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与決定通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付けで申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金貸与につきまして、審査の結果、貸与することに決定いたします。

様式第 5 号(第 6 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与却下通知書

年 月 日

申 請 者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付けで申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金貸与につきまして、審査の結果、却下いたします。

様式第 6 号(第 10 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与辞退届出書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

月 日付け通知で貸与することで決定いただいた市立大津市民病院看護師奨学金の貸付を受けることを下記の理由により辞退します。

記

1. 貸付辞退期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 辞 退 理 由

様式第 7 号(第 11 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与決定取消し・停止通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け通知で決定した市立大津市民病院看護師奨学金貸与につきまして、下記の理由により取消し・停止いたします。

記

1. 被貸与者

2. 取 消 日 年 月 日

3. 取消理由 市立大津市民病院看護師奨学金貸付規程第 1 1 条第 号適用
()

様式第 8 号(第 11 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金貸与再開決定通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け通知で取り消した市立大津市民病院看護師奨学金貸与につきまして、再開することについて適当と認められるため、下記のとおり再開いたします。

記

1. 被貸与者

2. 再 開 日 年 月 日

様式第 9 号(第 12 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金借用証書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

金 _____ 円

上記金額を地方独立行政法人市立大津市民病院看護師奨学金の貸与を受けましたことを証します。

また、返還誓約書のとおり連帯保証人は、被貸与者と連帯して奨学金の返還の債務を負担することを誓約します。

様式第 10 号(第 13 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還請求通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院

理事長

市立大津市民病院看護師奨学金の貸与期間が満了いたしましたので、貸与いたしました奨学金を下記のとおり返還いただくことになります。

つきましては、別紙の奨学金返還計画明細書をこの通知日の 15 日以内に理事長宛て提出いただきますよう通知いたします。

記

1. 返還金額 金 _____ 円

様式第 11 号(第 13 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還計画明細書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

貸与を受けた看護師奨学金を下記のとおり返還します。

なお、この計画書に定められた返還方法・期日に遅延が発生した場合は、遅延利息を支払います。

貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
貸与金額	毎月 円	総額 円
返還方法・期日	返 還 日	
1 一括払	年 月 日	*最大本年 5 月末日まで
2 月賦払	年 月から 月まで	*毎月定額、返還請求通知日より最大 180 日以内
3 遅延利息	年利 %	

様式第 12 号(第 13 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還方法変更願

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

年 月 日付けで提出いたしました市立大津市民病院看護師奨学金返還方法について下記のとおり変更をお願いします。

貸与期間		年 月 日から 年 月 日まで	
貸与金額		毎月 円	総額 円
返 還 方 法 ・ 期 日			備 考
変 更 前	1 一括払	年 月 日	最大本年5月末日まで
	2 月賦払	年 月から 月まで	毎月定額、返還請求通知日より最大 180 日以内
	遅延利息		年利 3.0%
変 更 後	1 一括払	年 月 日	最大本年5月末日まで
	2 月賦払	年 月から 月まで	毎月定額、返還請求通知日より最大 180 日以内
	遅延利息		年利 3.0%

様式第 13 号(第 13 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還完了通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

このたび、本法人から貸与した市立大津市民病院看護師奨学金について、下記のとおり、返還完了となりましたので通知いたします。

記

1. 返 還 額 金 円

2. 返還完了日 年 月 日

様式第 14 号(第 14 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予申請書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住 所

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

貸与を受けました地方独立行政法人市立大津市民病院看護師奨学金返還の猶予を下記のとおり申請します。

記

1. 貸 与 総 額 金 _____ 円
2. 貸 与 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 猶予申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 猶 予 理 由 市立大津市民病院看護師奨学金規程第 14 条第 1 項第 号
(_____)

様式第 15 号(第 14 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予について、猶予することに決定いたしましたので通知します。

記

1. 貸与総額 金 _____ 円
2. 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 猶予申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 猶予理由 市立大津市民病院看護師奨学金規程第 14 条第 1 項第 号適用
()

様式第 16 号(第 14 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予不承認通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金返還猶予について、不承認することに決定いたしましたので通知します。

記

- | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 1. 貸与総額 | 金 | | | | | | 円 |
| 2. 貸与期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 3. 猶予申請期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 4. 不承認理由 | | | | | | | |

様式第 17 号(第 15 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還免除申請書

年 月 日

地方独立行政法人市立大津市民病院理事長 様

被貸与者

住所

印

連帯保証人

住所

印

貸与を受けました地方独立行政法人市立大津市民病院看護師奨学金返還の免除を下記のとおり申請します。

記

1. 貸与総額 金 円

2. 貸 与 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 免除申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 免 除 理 由 市立大津市民病院看護師奨学金規程第 15 条第 項第 号適用
()

様式第 18 号(第 15 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還免除決定通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金返還の免除
について、免除することに決定いたしましたので通知します。

記

1. 貸与総額 金 _____ 円
2. 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 猶予申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
4. 免除理由 市立大津市民病院看護師奨学金規程第 15 条第__項第__号__適用
()

様式第 19 号(第 15 条関係)

市立大津市民病院看護師奨学金返還免除不承認通知書

年 月 日

被貸与者 様

連帯保証人 様

地方独立行政法人市立大津市民病院
理事長

年 月 日付け申請がありました市立大津市民病院看護師奨学金返還の免除
について、不承認することに決定いたしましたので通知します。

記

- | | | | | | | | |
|-----------|---|---|-----|---|---|-----|---|
| 1. 貸与総額 | 金 | | | | | | 円 |
| 2. 貸与期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 3. 猶予申請期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | |
| 4. 不承認理由 | | | | | | | |